

○大学クラブ規程

平成 24 年 3 月 13 日

制定

大学規程 第 6 号

(目的、趣旨)

第 1 条 この規程は、本学における学生の自主的な課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生のクラブ活動全般に関して、大学が適切な援助と助言を行うための指針となることを目的とする。

(クラブの定義)

第 2 条 クラブとは、学友会中央委員会の承認及び学生センター長の認証を得た部、準部及び同好会をいう。

(学友会中央委員会の承認及び学生センター長の認証)

第 3 条 学友会中央委員会は、クラブの承認をする。その際、学生センター長へ速やかに報告し、学生センター長の認証を得なければならない。

2 学生センター長は、次の場合には、学友会中央委員会の承認を認証しない。

- (1) 学友会中央委員会の承認が、学友会細則の定める手続きに従って行われなかったとき。
- (2) 学友会中央委員会が、公序良俗に反するクラブを承認したとき。

(クラブ顧問、指導員の設置)

第 4 条 クラブは、活動を開始する前に、本学専任教職員を顧問としておかなければならない。顧問に関する規定は大学クラブ顧問内規に定める。

2 クラブは、指導員をおくことができる。指導員に関する規定は大学クラブ指導員内規に定める。

(強化指定クラブの指定)

第 5 条 学長は、本学の課外活動全般の発展に寄与すると思われるクラブについては、強化指定クラブとして指定することができる。強化指定クラブに関しては、大学強化指定クラブ内規に定める。

(クラブ活動に関する権利)

第 6 条 クラブは、施設設備及び活動用具等について、他の課外活動団体に優先して利用することができる。

- 2 クラブは、他の課外活動団体に優先して、本学の名称を冠して学外の団体に加入することができる。
- 3 クラブは、助成金等を申請することができる。

(クラブ活動に関する義務)

- 第7条 クラブは、部員名簿及び活動計画を各年度初めに教務学生事務部学生センターへ提出しなければならない。
- 2 クラブは、活動を行うときは、事前に教務学生事務部学生センターへ活動届を提出し、許可を得なければならない。
 - 3 クラブは、活動後に、速やかに教務学生事務部学生センターへ活動報告を提出しなければならない。

(表彰)

- 第8条 学長は、優秀な成績を残したクラブ及びそのクラブ構成員に対して、表彰を行う場合がある。
- 2 表彰対象の選考は、活動報告を基に大学学生委員会で選考する。

(認証の取消し)

- 第9条 クラブが学友会中央委員会により学友会細則に従い承認を取り消されたときは、学生センター長は、認証を取り消す。

(活動の停止又は解散)

- 第10条 クラブが次の各号に該当する活動を行ったときは、大学学生委員会の議に基づいて、学長及び学生センター長は、当該クラブの活動停止又は解散を命ずることができる。
- (1) 京都先端科学大学学則又は諸規則に違反した活動が行われたとき。
 - (2) 活動中に重大な事故が発生するなど、クラブの運営が円滑に行われなかったとき。
 - (3) クラブ及びそのクラブ構成員が、不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。
 - (4) クラブ活動が、本学の教育研究等の遂行を阻害し、教職員の指示に従わなかったとき。

(活動の再開)

- 第11条 前条により活動の停止処分を受けたクラブが、活動を再開するためには、学長及び学生センター長の事前の許可を条件として、学友会中央委員会の承認を得なければならない。

(事故等への対応及びクラブ活動事故対策委員会)

- 第 12 条 クラブ活動中に発生した事故等については、大学クラブ顧問内規及び大学クラブ指導員内規に定める報告を踏まえて、大学及び顧問が協力して対応するものとする。
- 2 重大な事故に関しては、必要に応じてクラブ活動事故対策委員会を設け、事故対応及び再発防止について取り扱うものとする。
 - 3 クラブ活動事故対策委員会の委員長は、学長とする。
 - 4 クラブ活動事故対策委員会の構成員は、学長、大学事務局長、学生センター長、当該クラブ顧問、総務課長及び学生センター長とする。
 - 5 委員長は、前項の委員の他、必要に応じて委員を指名することができる。

(所管)

- 第 13 条 この規程に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

- 第 14 条 この規程の改廃は、大学学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○大学強化指定クラブ内規

平成 24 年 3 月 6 日

制定

大学内規 第 9 号

(目的)

第 1 条 この内規は、大学クラブ規程で規定する強化指定クラブについて定め、本学及び本学のクラブ活動全体の活性化並びに新入生獲得に資することを目的とする。

(指定とその条件)

第 2 条 学長は、第 7 条に従って、次の項目を満たすクラブを強化指定クラブに指定することができる。

- (1) クラブでの強化目標が明確であること。
- (2) 新入生獲得のため有効なクラブであること。
- (3) 指導計画が明確であること。

(大学の支援)

第 3 条 強化指定クラブには、強化指定以外のクラブが受ける大学からの助成に加え、クラブの実情に合わせ活動の支援を行う。

(指定クラブの義務)

第 4 条 強化指定クラブは、毎年、クラブ活動の状況について大学学生委員会に報告する義務を負う。

(指定の継続)

第 5 条 大学学生委員会は、3 年ごとに各強化指定クラブの活動状況及び成果を評価し、指定を継続するかどうか判断する。

(指定取消しとその条件)

第 6 条 学長は、第 7 条に従って、次の各号による見直しを行い、指定を取り消すことがある。

- (1) クラブ活動ができない状況になったとき。
- (2) 強化指定の目的を達することができないと判断したとき。

(指定及び取消しの手続き)

第 7 条 指定及び取消しは大学学生委員会及び各学部教授会の議を経るものとする。

(運営)

第8条 運営にあたっては、大学学生委員会の下に、強化指定クラブ運営連絡会及び各クラブの運営部会をおく。

(審議事項)

第9条 強化指定クラブ運営連絡会及び各強化指定クラブ運営部会は、基本方針を策定し、運営に関して次の事項を協議する。

- (1) 顧問の委嘱に関する事項
- (2) 指導員の選任に関する事項
- (3) クラブ員の募集と指導に関する事項
- (4) 強化指定クラブ支援策に関する事項
- (5) その他、強化指定クラブの運営に関する重要事項

(委員の構成)

第10条 強化指定クラブ運営連絡会及び各強化指定クラブ運営部会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 強化指定クラブ運営連絡会
 - (ア) 学生センター長
 - (イ) 強化指定クラブ顧問
 - (ウ) 事務局次長
 - (エ) 教務学生事務部長
 - (オ) 教務学生事務部副部長
 - (カ) 教務学生事務部課長
 - (2) 各強化指定クラブ運営部会
 - (ア) 学生センター長
 - (イ) 強化指定クラブ顧問
 - (ウ) 強化指定クラブ指導員
 - (エ) 教務学生事務部長
 - (オ) 教務学生事務部副部長
 - (カ) 教務学生事務部課長
- 2 強化指定クラブ運営連絡会及び各強化指定クラブ運営部会の委員長は、学生センター長がその任にあたる。
- 3 強化指定クラブ運営連絡会及び各強化指定クラブ運営部会の委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(クラブ指導員謝礼)

第 11 条 指導員の謝礼については、大学クラブ指導員内規に定める。

(その他)

第 12 条 強化指定クラブに関するその他の事項については、学生センター長が大学学生委員会での議を経て、学長の承認を得ることとする。

(所管)

第 13 条 この内規に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

第 14 条 この内規の改廃は、大学学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○大学クラブ顧問内規

平成 24 年 3 月 6 日
制定
大学内規 第 10 号

(目的)

第 1 条 この内規は、学生の自主的活動たる課外活動を促進し、もって学生の全人格的な成長に資するため、大学クラブ規程で規定するクラブ顧問について定めることを目的とする。

2 クラブとは、クラブ規程第 2 条の定める部、準部及び同好会をいう。

(顧問の任務)

第 2 条 顧問は、担当するクラブの活動について、学生の自主的活動を尊重しつつ、適切な助言及び指導を与え、課外活動の充実向上に資することをその任務とする。

(顧問の委嘱)

第 3 条 顧問は、各クラブの推薦に基づき、本人及び学友会の同意を得たうえで、大学学生委員会の議に基づいて学長が委嘱する。各クラブからの推薦のない場合には、学生センター長が選考の上、本人、当該クラブ及び学友会の同意を得て学長が委嘱する。

2 顧問は、本学に勤務する専任の教職員とする。

3 顧問に事故あるときは、学生センター長がそのクラブの顧問の任務を代行する。

4 顧問は、1 クラブにつき原則 1 名とし、顧問の兼任は 2 クラブまで認める。ただし、大学学生委員会が必要と認めた場合には 2 名以上の顧問をおくことができる。

5 学外での顧問の呼称については、所属連盟等の特性に応じて、部長等顧問以外の呼称を用いることができる。

(顧問の任期)

第 4 条 顧問の任期は 4 月 1 日より翌々年 3 月 31 日までとし、途中就任の場合は、その残余期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 任期途中であっても顧問として適任でないと大学学生委員会が判断した場合は、学長は大学学生委員会の議に基づいて職務を停止し、又は解任することができる。

(経費、出張等)

第 5 条 顧問がクラブ活動の指導に経費が必要な場合、予算の範囲内でその経費を支給する。

2 顧問がクラブの活動に応じて出張する場合、出張旅費を支給する。

(事故等への対応)

第6条 顧問は、担当するクラブの活動中に事故等が発生した場合には、速やかに大学へ報告し、大学クラブ規程第12条に基づき対応するものとする。

(顧問指導員会議)

第7条 学生センター長は、必要に応じて顧問指導員会議を開催することができる。

2 顧問指導員会議は、課外活動に関する基本的事項について意見交換を行う。

(所管)

第8条 この内規に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、大学学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、平成10年6月1日より施行のクラブ活動顧問規程は廃止する。

○大学クラブ指導員内規

平成 24 年 3 月 6 日
制定
大学内規 第 11 号

(目的)

第 1 条 この内規は、学生の自主的活動たる課外活動を促進し、もって学生の全人格的な成長に資するため、大学クラブ規程で規定するクラブ指導員について定めることを目的とする。

2 クラブとは、クラブ規程第 2 条の定める部、準部及び同好会をいう。

(指導員の任務)

第 2 条 指導員は、担当するクラブの活動について、顧問を補佐し、学生の自主的活動を尊重しつつ、適切な助言及び指導を与え、課外活動の充実向上に資することをその任務とする。

(指導員の委嘱)

第 3 条 指導員は、必要あるときに当該クラブ顧問の推薦に基づき、大学学生委員会の承認を得て、学長がこれを委嘱する。

2 指導員は、1 クラブにつき原則 1 名とし、複数の指導員を必要とする場合は、大学学生委員会の承認を得なければならない。

3 学外での指導員の呼称については、所属連盟等の特性に応じて、部長等指導員以外の呼称を用いることができる。

(指導員の任期)

第 4 条 指導員の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、途中就任の場合は、その年度の残余期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 任期途中であっても指導員として適任でないと大学学生委員会が判断した場合は、学長は大学学生委員会の議に基づいて職務を停止し、又は解任することができる。

(経費、出張等)

第 5 条 指導員には、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

2 大学学生委員会は、実績、指導年数、指導回数等を勘案し、支給額を決定する。

3 指導員には、大学のクラブ助成に関する基準により助成が認められた大会について、以下の条件で出張旅費を支給する。

(1) 学生連盟及び傘下団体が主催し又は主管する公認大会の場合は、出張旅費を支給す

る。

(2) (1)以外の大会の場合で出張する時は、学生センター長と協議の上、合宿を含めて年間2回以内で年間10万円以内とし、出張旅費を支給することができる。

(3) 指導員自身が選手として出場する場合は支給しない。

(事故等への対応)

第6条 指導員は、担当するクラブの活動中に事故等が発生した場合には、速やかに顧問若しくは大学へ報告するものとし、大学クラブ規程第12条に基づき対応するものとする。

(顧問指導員会議)

第7条 学生センター長は、必要に応じて顧問指導員会議を開催することができる。

2 顧問指導員会議は、課外活動に関する基本的事項について意見交換を行う。

(所管)

第8条 この内規に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、大学学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 この内規の施行により、平成11年2月12日より施行のクラブ指導員内規は廃止する。